平成２９年（フ）第３５７７号
大阪市西成区玉出中１丁目１番19号
債務者　ユニオン洋裁こと　岡本　哲次
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉絵理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７８号
大阪市西成区玉出中１丁目１番19号
債務者　岡本　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉絵理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１８号
大阪市西成区千本南１丁目19番７号
債務者　山崎　紀子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井啓太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５８号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目21番37号　エスパシオ西田辺304号
債務者　林昇福こと李昇永こと　李　　昇馥
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　敏洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１２号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番23―606号
債務者　山田　正子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野矢　伴岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４８号
堺市美原区北余部西１丁目１番５―205号
債務者　桃山　高治
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角石紗恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３６号
三重県度会郡度会町上久具991番地１
債務者　河野榮太郎
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
三重県度会郡度会町上久具991番地１
債務者　河野　佳代
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
三重県伊勢市西豊浜町1333番地
債務者　河野　　勇
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
北海道亀田郡七飯町上藤城133の１、住民票上の住所北海道帯広市東８条南８丁目16番地３
債務者　堀井管工こと　堀井　裕之
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２１１号
函館市昭和３丁目25番30―103号
債務者　小林　庄司
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２１４号
函館市本通１丁目42番15号、住民票上の住所函館市本通４丁目８番11号
債務者　佐藤　考一
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７８号
岐阜県養老郡養老町石畑56番地10
債務者　西村みゆき
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
静岡県掛川市下俣1025番地の12　フォーブル下俣101（旧住所埼玉県入間市大字上谷ケ貫611番地１　ヴェルファーレ201）
債務者　斎藤　亮一
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
愛知県岡崎市宮地町字柳畑16番地　ゆうなぎ荘　102
債務者　日野智代美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
三重県伊勢市御薗町新開371番地
債務者　畑　　有樹
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
高知市春野町弘岡中297の３番地
債務者　国沢カツ子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
高知地方裁判所破産係